



保育所等利用のご案内

鹿嶋市教育委員会事務局 幼児教育課 Tel.0299-82-2911（内線 536～538）



保育所等へ入園を希望される際には、利用のための『認定』を受ける必要があります。認定を受けるためには、保護者の居住地の市町村で申請が必要です。

<認定の種類>

認定は、保育の必要性の有無と年齢に応じて以下のとおり3つの区分に分かれます。この認定された区分によって利用できる施設が決まります。

認定区分	認定の対象となる子ども	利用先
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する (保育を必要としない) 場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 保育認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、 保育園等での保育を希望する場合	保育所等 認定こども園
3号認定 保育認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、 保育園等での保育を希望する場合	保育所等 認定こども園

<保育を必要とする事由>

保育認定（2・3号認定）を受けるためには、保護者のいずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が、保育を必要とする以下の事由のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由	基準
就労	1月あたり64時間以上労働することを常態とすること。
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
疾病・負傷・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい を有していること。
親族の介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護 又は看護していること。
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
就学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在 学又はハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。
育児休業中の継続利用	育児休業を取得しており、その兄弟が育児休業取得以前より保 育所等を利用しており、引き続き利用が必要であると認められ ること。
その他	上記に類する状態として市が認める事由に該当すること。

<認定の有効期間>

認定の有効期間は、認定区分及び保育を必要とする事由により異なります。

【原則】

認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学の始期に達するまで
2号認定	
3号認定	3歳の誕生日の前々日まで

【原則と異なる期間】

保育を必要とする事由	有効期間
妊娠・出産	出産予定日の前8週間に当たる日の属する月の初日から出産予定日の後8週間に当たる日の属する期間の末日まで
求職活動	効力発生日から起算して原則90日間
就学	効力発生日から保護者の卒業予定日又は終了予定日の属する月の末日まで
育児休業中の継続利用	育児休業終了日の属する月の末日まで

<認定申請の手続き>

保育認定（2・3号認定）を受ける場合には、入所申込み前もしくは入所申込みと同時に市の窓口で認定の申請をしてください。

教育標準時間認定（1号認定）を受ける場合は、市の窓口での手続きは不要です。施設から入園の内定を受けたあと、施設を通じて認定申請を行います。

必要書類

【1～3号認定共通】

- ①鹿嶋市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（児童1人につき1部）
- ②保育所等の利用に関する同意書（各世帯につき1部）

※下記に該当する場合の追加書類

令和5年1月1日現在、 鹿嶋市に住所登録がなかった方 ⇒①②③のいずれか	①令和5年度住民税課税証明書（又は、非課税証明書） ②令和5年度住民税特別徴収額の決定通知書【給与天引きの方】 ③令和5年度住民税納税通知書【納付書の方】
令和6年1月1日現在、 鹿嶋市に住所登録がなかった方 ⇒①②③のいずれか	①令和6年度住民税課税証明書（又は、非課税証明書） ②令和6年度住民税特別徴収額の決定通知書【給与天引きの方】 ③令和6年度住民税納税通知書【納付書の方】

【2・3号認定のみ】

- ③**就労証明書**又は**保育を必要とする事由の証明書(就労以外)**(各世帯父母1部ずつ)
 事由に応じて、提出する証明書の様式及び添付書類が異なりますのでご注意ください。

保育を必要とする事由	提出する証明書	添付書類
就労	就労証明書	
妊娠・出産	保育を必要とする事由の証明書(就労以外) ①妊娠・出産	母子健康手帳の写し (表紙及び出産予定日記載のページ)
疾病・負傷・障がい	保育を必要とする事由の証明書(就労以外) ②疾病・負傷・障がい	診断書, 障害者手帳の写し
親族の介護・看護	保育を必要とする事由の証明書(就労以外) ③介護・看護	診断書, 介護保険認定証の写し
災害復旧	保育を必要とする事由の証明書(就労以外) ④災害復旧	り災証明書
求職活動	保育を必要とする事由の証明書(就労以外) ⑤求職活動	ハローワークの登録証の写し など
就学	保育を必要とする事由の証明書(就労以外) ⑥就学	在学証明書, 時間割など

◆**求職活動で申請する方**

- ・現在無職の方で、これから就労を希望する方も申請できます。ただし、入所後は原則として2か月以内に就労し、認定の有効期間内に就労証明書を提出してください。
- ・認定の有効期間内に就労証明書が提出されない場合、入所後3か月で退所となります。

◆**育児休業復帰で申請する方**

- ・育児休業から同じ職場に復帰する場合、申込みができます。
 - ・職場復帰日より利用希望可能月が異なります。就労証明書の育児休業等の欄で復帰日を確認します。
 - ・申込児童が保育施設に入所した場合、入所月の翌月10日までに復帰できることを勤務先とご協議ください。
 - ・入所後には再度、復帰を確認するための就労証明書を提出してください。
- なお、証明日から3か月以内に入所となる場合は、再度提出する必要はありません。ただし、その場合には勤務先に電話等で復帰を確認させていただくことがあります。

認定申請後

- ・認定を受けると市から『支給認定証』が交付されます。認定証は保育や教育を必要とする証明であり、提出が求められる場合がありますので、ご卒園まで大切に保管してください。
- ・認定事由及び家庭状況等に変更があったときは、認定証をお持ちのうえ、幼児教育課で必ず認定変更の申請をしてください。
- ・認定の変更は月ごとになります。変更を希望する場合は、変更月の前月25日までに、変更の申請を行ってください。月の途中で状況が変わられても、翌月からの認定の変更となりますので、施設の利用時間にはご注意ください。

どんなときに	なにを
勤務先が変わった	支給認定変更申請書，就労証明書
勤務時間が長くなった，短くなった	
求職活動をして仕事が決まった	
育児休業を取得するとき	
育児休業から復帰するとき	支給認定変更申請書，母子手帳の写し
産前産後休暇を取得するとき	

・入所後も、家庭状況や就労状況について書類調査などを行います。その際提出された書類によって、認定を変更していただくことがあります。

また、保育の必要性の認定基準を満たさない場合や調査書類の提出がされなかった場合、虚偽の申告があった場合は、認定が取り消しとなり、施設を退所していただくこととなりますのでご注意ください。

< 保育の必要量に応じた利用時間 >

保育を必要とする事由により、保育を受けられる時間（保育の必要量）が、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかに決まります。これにより、1日の保育の最大利用時間や利用者負担額（保育料）などが異なります。

保育の必要量	保育の利用時間 (1日上限)	保育の必要とする事由
保育標準時間	11時間	月120時間以上の就労，妊娠・出産，災害復旧
保育短時間	8時間	月64時間以上120時間未満の就労，求職活動， 育児休業中の継続利用

「疾病・負傷・障がい」，「親族の介護・看護」，「就学」については、家庭の状況に応じて認定の有効期間や保育の必要量を「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに決定します。

保育標準時間の認定を受けられる方は、希望により保育短時間にすることが可能です。なお、月120時間以上の就労時間に満たない場合でも、不規則勤務など就労の状況によっては、保育標準時間の認定を受けることが可能な場合もありますのでご相談ください。ただし、その場合はあくまで就労状況の実態に合った利用時間になります。

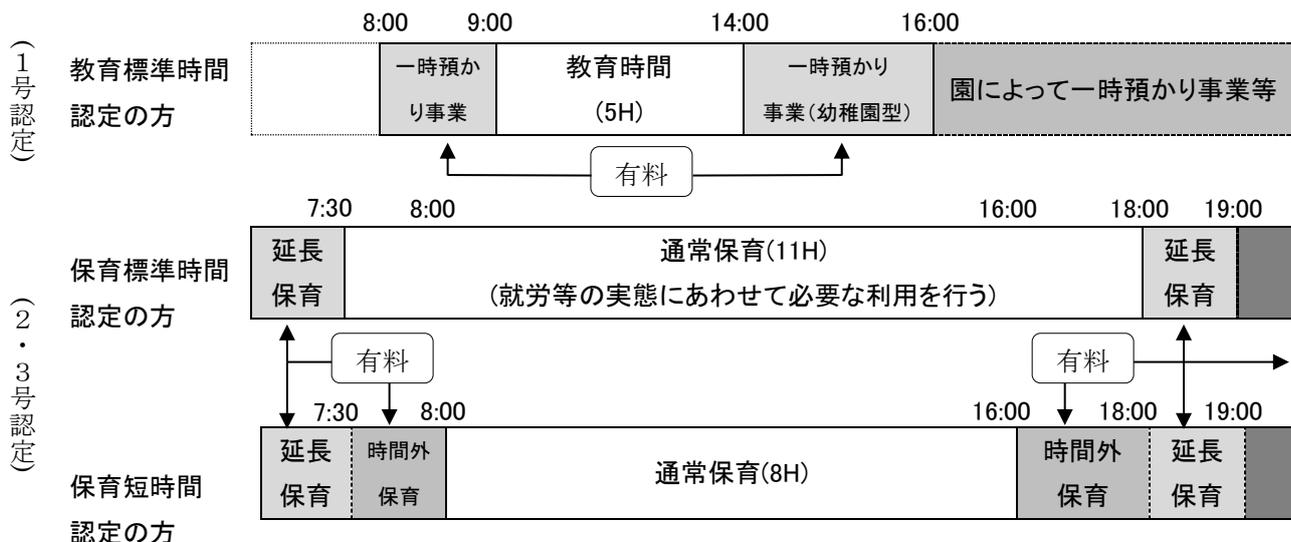
<延長保育・時間外保育について>

延長保育・時間外保育については、有料となります。

時間外保育は、就労時間等の関係でやむを得ず通常の時間内に送迎ができない場合のみご利用できるものであり、あくまでサービスの一環として設けられているものです。お子さんにとって望ましい生活リズムの確保や、施設運営上の観点から、安易な利用については見合わせてください。

土曜日の利用は、原則として父母ともに就労等で保育が必要であることが条件です。

<利用時間の参考イメージ>



※利用時間の設定は施設によって異なりますので、必ず事前にご確認ください。

<1号認定の預かり保育利用料について>

1号認定を受けている方で、保育を必要とする事由がある方については、認定こども園（教育部分）の利用に加え、利用日数に応じて**最大月額1.13万円まで（日額450円×利用日数）**の範囲で預かり保育の利用料が給付の対象となります。（※満3歳児については、非課税世帯のみ最大月額1.63万円まで）

給付の対象となるには、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受ける必要がありますので、利用施設に下記の書類を提出してください。

必要書類

- ①鹿嶋市施設等利用給付認定申請書（児童1人につき1部）
- ②就労証明書又は**保育を必要とする事由の証明書**（各世帯父母1部ずつ）

また、就園している認定こども園（教育部分）や幼稚園の預かり保育事業が十分でない場合は、預かり保育以外にも、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料が給付の対象となります。

※預かり保育事業が十分でない場合とは、平日の保育時間が8時間以上かつ年間200日以上の開所を満たさない場合です。



<利用者負担額(保育料)について>

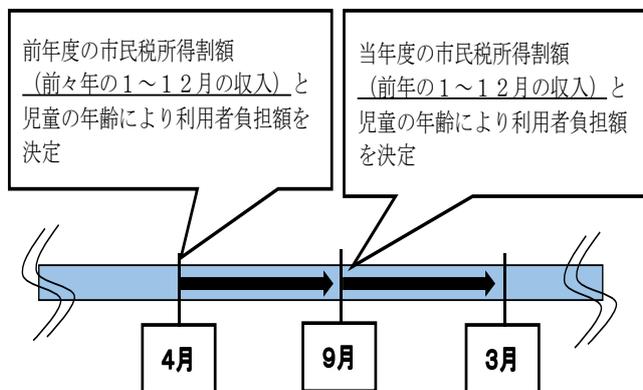
保育所等の施設を利用する場合、毎月利用者負担額(保育料)がかかります。

算出について

利用者負担額(保育料)は鹿嶋市で定められており、**世帯の市民税所得割額と子どもの年齢により決定されます。**

利用者負担額(保育料)の通知は年に2回(4月と9月)行います。

4月分から8月分までは、前年度分の市民税所得割額(前々年1月～12月までの収入)から算定し、9月分～翌年3月分までは、当年度分の市民税所得割額(前年1月～12月までの収入)から算定します。(右はイメージ図です。)



※所得の申告は必ず行ってください※

未申告の方は、正確に利用者負担額(保育料)の算定ができないため、最高額で利用者負担額(保育料)を設定します。

納入について

私立保育園と公立施設の利用者負担額(保育料)は、毎月28日までに当月分を納入します。口座振替をご利用の場合は毎月28日(金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日)に指定口座から引き落としになりますので、残高等のご確認をお願いします。また、公立施設では通所している園でも納入することができます。

私立の認定こども園、小規模保育事業所や家庭的保育事業所は、園で利用者負担額(保育料)を直接徴収いたしますので、お支払い方法は各施設にご確認ください。

月の初日に保育所等に在籍している場合は、月途中で退所してもその月の利用者負担額(保育料)はかかりますのでご了承ください。

なお、利用者負担額(保育料)に関する通知は特定のものを除いて、通所している保育所等から配布されます。

滞納に関する重要事項

利用者負担額(保育料)が滞納となった場合、督促状・催告状を送付します。督促・催告にもかかわらず納入がされない場合、市職員が自宅訪問や電話による催告を行います。また、児童手当法の規定に基づき、児童手当から利用者負担額(保育料)を特別徴収することがあります。対象者には予め通知をいたします。さらに、滞納金額にかかわらず、給与等財産の差し押さえを行うことがあります。